

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R5.7.27	契約解除	変更前	郵便局	718220	大津美咲野簡易郵便局	○	熊本県菊池郡大津町美咲野3-3-4	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R5.8.20	契約解除	変更前	営業所	837120	磐清水簡易郵便局	○	岩手県一関市千厩町磐清水島越108-1	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R5.9.1	業務変更	変更前	郵便局	077370	新藤原簡易郵便局	○	栃木県日光市藤原284	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	077370	新藤原簡易郵便局	○	栃木県日光市藤原284	○	○	○	×	○	○	-	
R5.9.1	業務変更	変更前	郵便局	116910	社簡易郵便局	○	長野県諏訪郡下諏訪町社6618-5	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	116910	社簡易郵便局	○	長野県諏訪郡下諏訪町社6618-5	-	○	○	×	○	○	-	
R5.9.1	契約解除	変更前	営業所	117180	南郷簡易郵便局	○	長野県長野市豊野町南郷1170-5	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R5.9.1	契約解除	変更前	営業所	327600	湯山簡易郵便局	○	富山県砺波市庄川町湯山58	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R5.9.1	業務変更	変更前	郵便局	477240	川辺山野簡易郵便局	○	和歌山県日高郡日高川町山野524	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	477240	川辺山野簡易郵便局	○	和歌山県日高郡日高川町山野524	○	○	○	×	○	○	-	
R5.9.1	契約解除	変更前	営業所	527280	浜坂簡易郵便局	○	鳥取県鳥取市浜坂1-11-1	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R5.9.1	業務変更	変更前	郵便局	527600	青谷浜町簡易郵便局	○	鳥取県鳥取市青谷町青谷3853-8	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	527600	青谷浜町簡易郵便局	○	鳥取県鳥取市青谷町青谷3853-8	○	○	○	×	○	○	-	
R5.9.1	業務変更	変更前	郵便局	528000	鳥取湖山東簡易郵便局	○	鳥取県鳥取市湖山町東4-2	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	528000	鳥取湖山東簡易郵便局	○	鳥取県鳥取市湖山町東4-2	-	○	○	×	○	○	-	
R5.9.1	業務変更	変更前	郵便局	557730	下松久保簡易郵便局	○	山口県下松市河内1054-1	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	557730	下松久保簡易郵便局	○	山口県下松市河内1054-1	-	○	○	×	○	○	-	

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R5.9.30	契約解除	変更前	郵便局	547800	津山皿簡易郵便局	○	岡山県津山市皿536-1	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R5.9.30	契約解除	変更前	営業所	617550	松神子簡易郵便局	○	愛媛県新居浜市松神子1-1-33	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R5.9.30	契約解除	変更前	営業所	717970	八代築添町簡易郵便局	○	熊本県八代市築添町1721-6	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R5.9.30	契約解除	変更前	営業所	777200	武雄永島簡易郵便局	○	佐賀県武雄市武雄町永島14658-3	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R5.9.30	契約解除	変更前	営業所	786680	天神簡易郵便局	○	鹿児島県鹿屋市天神町3196	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R5.9.30	契約解除	変更前	営業所	847360	芦菫簡易郵便局	○	青森県西津軽郡鯉ヶ沢町芦菫町鹿子石33	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R5.9.30	契約解除	変更前	営業所	997530	網走つくしヶ丘簡易郵便局	○	北海道網走市つくしヶ丘4-8-5	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R5.9.30	契約解除	変更前	営業所	997660	遠軽社名測簡易郵便局	○	北海道紋別郡遠軽町社名測62-1	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。
 2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「○」を記入すること。
 3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「○」を記入すること。
 4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「○」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。
 5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。